平成２３年（フ）第３号
福岡県宮若市磯光1618番地２
債務者　松尾　英二
１　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第８号
福岡県久留米市高良内町3741番地２
債務者　馬場こと　馬塲　次男
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２１号
福岡県久留米市合川町2030番地７　コーポラス大和101号
債務者　小坂　幸子
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第９９号
福岡県八女市立花町谷川979番地５
債務者　堤　　浩司
１　決定年月日時　平成23年２月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第２号
福岡県八女市高塚585番地９　小川コーポ５号
債務者　城戸アケミ（旧姓河野）
１　決定年月日時　平成23年２月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第５７３号
宮崎市城ケ崎４丁目５番地６　ストークマンシヨン202号
債務者　河野　英樹
１　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５７４号
宮崎市城ケ崎４丁目５番地６　ストークマンシヨン202号
債務者　河野　敏子
１　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９号
鹿児島県大島郡宇検村大字名柄1237番地１
債務者　中田　貴子（旧姓小松・石谷）
１　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第１号
沖縄県石垣市字登野城266番地
債務者　比嘉　良和
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２３年（フ）第３号
沖縄県石垣市字大川152番地　加那原アパート３Ｆ西
債務者　又吉　公子
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２３年（フ）第６号
沖縄県石垣市字大浜1349番地１　県営住宅磯辺団地５号棟204号
債務者　宮城　綾子
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２３年（フ）第９号
宮城県加美郡加美町字町裏八番48番地１　マロンハイツ106号、従前の住所宮城県加美郡中新田町字大門三番60番地の１
債務者　千葉八重子
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第３８８号
長野市三輪２丁目19番８号　ルミネッセンスＡ102、前住所長野県上田市中之条1268番地20
債務者　成沢智奈津（旧姓新保）
１　決定年月日時　平成23年２月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５号
長野市大字安茂里2136番地２　カノープス青木201号、前住所長野市大字安茂里2104番地ハイツ飯島２号
債務者　松原　由里
１　決定年月日時　平成23年２月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５７号
長野県東御市常田528番地１、前住所長野県東御市田中９番地４　ハイツタカノ101
債務者　大塚　剛美
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１０６号
長野県伊那市長谷溝口801番地１
債務者　中島　　章
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第１９号
兵庫県川西市小花１丁目19番７号105、前住所京都府京都市下京区高倉通四条下る高材木町227番地
債務者　エトワスこと　乾　　保弘
１　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部